

(株)東京ドーム 次世代育成支援対策法 行動計画

計画期間：平成30年4月1日～平成33年3月31日

【目標1】

育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施

【対策】

新人事制度における、短時間勤務の延長や、始・終業時刻の繰上げまたは繰下げ等を含む両立支援のための制度について周知・理解を促進する

【目標2】

育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し

【対策】

従業員の育児休業取得に伴い周囲へ負荷がかかることを防止する為、適切な人員配置を行い、適宜業務内容や体制の見直しをする

【目標3】

育児休業後における原職または原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

【対策】

業務内容の精査および体制を見直すことにより、職場復帰しやすい環境を整備するとともに、従来、主に男性が従事していた職務に新たに女性を配置するための検証等を行う

【目標4】

所定外労働の削減のための措置の実施

【対策】

部署長に対して人事部より時間外労働が多い社員の状況を報告し、労働時間管理について職場の意識向上を図る

【目標5】

子育て支援サービスの場の提供として、託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の促進

【対策】

当社施設内の改築等を検討する際には、検討事項として盛り込み、随時対応する